

平成28年2月定例教育委員会会議録

- 日 時 平成28年2月17日(水) 午後3時～3時57分
○場 所 櫛引庁舎・教育委員室
○出席委員 1番 毛呂 光一(委員長職務代理者)
2番 難波 信昭(教育長)
4番 佐藤 清美
5番 田中 芳昭(委員長)
○欠席委員 3番 佐竹 美津子

出席議事説明職員氏名

教育部長	小細澤 充	管理課長	石 塚 健
学区再編対策室長	本 間 明	学校教育課長	中 野 洋
学校教育課指導主幹	成 澤 和 則	社会教育課長	佐 藤 正 哉
社会教育課文化主幹	岡 部 信 宏	中央公民館長	太 田 ア イ
藤沢周平記念館長	鈴 木 晃	スポーツ課長	小 杉 良 則
図書館長	佐 藤 巖	学校給食センター所長	太 田 功

出席事務局職員氏名 管理課庶務主査 鶴見美由紀

会議次第

1. 開会
2. 市民憲章唱和
3. 会議録署名委員の指名
4. 議事
 - 日程第1 議第3号 平成27年度教育費補正予算(3月)の見積について
 - 日程第2 議第4号 平成28年度教育委員会基本方針について
 - 日程第3 議第5号 平成28年度教育費予算の見積について
 - 日程第4 議第6号 鶴岡市立学校校舎使用条例の一部改正について
 - 日程第5 議第7号 指定管理者の指定について
5. 報告事項
6. 閉会

開 会（午後3時）

委員長 本日の会議に3番委員は欠席であるが、定足数に達しているので、ただ今から2月の定例教育委員会を開会する。最初に市民憲章唱和を行う。（藤沢周平記念館長が先唱し、市民憲章唱和）
会議録署名委員は、1番委員に願います。

委員長 それでは、議第3号平成27年度教育費補正予算（3月）の見積について説明をお願いします。

管理課長 議第3号平成27年度教育費補正予算（3月）の見積についてご説明申し上げます。今回の予算の追加は、小学校及び中学校の耐震補強事業2件である。10款2項3目学校建設費小学校耐震補強事業の内容としては、中学校も同様であるが、地震発生時に落下の危険性が高い体育館の天井を撤去するとともに、照明設備のLED化等を実施するものであり、いわゆる非構造部材の耐震補強ということである。小学校の方は朝陽第二小、上郷小、西郷小、羽黒第二小の4校分で1億3千925万9千円の補正であり、10款3項3目学校建設費中学校耐震補強事業は、豊浦中学校の分で3千235万1千円の補正である。当初これら5校の耐震補強事業費については、設計経費のみ先の12月補正により今年度予算に追加したところであり、本体工事費用は来年度予算に計上する予定であったが、今年度の国の補助予算に余裕が生じており、追加の補助内示をいただいたことから今年度予算に計上するものである。

その補助内示額について、歳入の表に補正額として表記している。これら国庫補助金の他に補助残の財源として、起債をそれぞれ充てるものである。

続いて、もう一つ予算の補正として、来年度への繰越明許の予算である。今ご説明申し上げた2件の耐震補強事業費を全額来年度に繰り越し、実際の工事は来年度実施するものである。3件目として、10款3項3目学校建設費中学校大規模改修事業は、鶴岡第一中学校の暖房設備の改修事業分である。こちらは今年度当初予算に計上しておったが、国の補助採択が受けられず今年度の実施を見送ることとおったが、国の今年度の補正予算のなかで採択される見込みとなったことから、事業費をそのまま来年度に全額繰り越し、来年度事業として実施するものである。

委員長 ただいまの説明に質問、意見等ないか。ご異議なければ可決してよろしいか。

各委員 異議なし。

- 委員長 異議なしとして議第3号は可決された。次に議第4号平成28年度教育委員会基本方針について説明をお願いする。
- 管理課長 議題4号平成28年度教育委員会基本方針についてご説明申し上げます。来年度の基本方針については、先に事務局としての原案を提示し、最終案の取りまとめを進めてきたが、今月初めに来年度予算の最終内示があり、それらを加味し今回正式に提案させていただくものである。
- 全体としての説明は省略させていただくが、最終的に変更があった箇所について、それぞれ担当課長より説明させていただく。
- (学校教育課長、学校給食センター所長より説明がなされた)
- 委員長 これまで他にも何度か説明を受けている内容であるが、特に訂正の箇所等について質問等ないか。
- 2番委員 訂正とかではないが、今年度鶴岡市では小・中・高・大連携プログラムという鶴岡モデルということで、3年計画で進んでいるわけである。その計画の一年目が終わり、その成果と課題がどうであったのか、また、関連してALTの小学校への派遣ということで、その派遣状況と来年度はどの程度派遣する予定なのかも説明をお願いする。
- 学校教育課長 ただいまの件については、2ページ下の方、イの外国語指導授業の中に小・中・高の連携による外国語活動・英語教育の推進等に係るものと考えている。先に鶴岡南高等学校を会場に、各推進校の小学校、中学校、高校の成果発表がなされたところである。特に小学校については、楽しく英会話に触れることが中心で、それぞれ各学校が特色ある取り組みを行っている。中学校、高校についてもそれぞれの発達段階に合わせた実践をされており、大変すばらしい発表であった。
- それから、今年度はブロック研修会というのがあり、今年度推進校の一つである栄小学校が学校研究でも成果を発表したところである。課題については、初年度ということで推進校においていろいろな取り組みがなされているところであるが、全市に活動を広げていく取り組み、どのように情報発信していくかということ、また成果発表会の時もいろいろご指摘あったのだが、あまり根を詰め過ぎると苦しくなるということがあり、あまり焦らず、あまり窮屈にならないような研究として全市に広めることも肝要かと思う。
- また、鶴岡の紹介を英語で行うなど、郷土学習とのつながりにおいても成果として上げられていた。食文化の発信もあるが、子ども達が鶴岡を日本語で語れるのは当たり前であるが、英語で紹介することができるようになる取り組みも、今後楽しみにしているところである。
- 二つ目の外国語活動指導アシスタントの派遣については、各小学校に

年4回程を想定している。特に、ALTは各中学校区におり、各小学校区に何度も派遣できないため、そのフォローとして小学校には年に4回程度を想定して予算化しているところである。高学年だけでなく、1年生から4年生までいろいろ総合的な学習もしているので、そういう形で支えるアシスタントの活用を図っていきたいと考えている。

委員長

よろしいか。その他に質問等ないか。

4番委員

統合校における学区内地域学習の新規の立ち上げの部分であるが、スクールバス活用で予算もつくような説明をいただきありがたいと思うのだが、内容は各学校の校長が基本的に決めるのか、それとも教育委員会がある程度決めて示すのか、また各学年に配分されるくらいの予算がつくのか教えていただきたい。

学校教育課長

それぞれの学区で特色も違うことから、統合校の先生方の考え方を最優先したいと考えている。自分達の学校はなくなったけれども、新しく一緒になった子ども達に見せたいという思いもあるので、そういったことを一番大切にしたい。基本的には各学級1回は行けるように、予算措置されている。1、2年生であれば、生活科や総合的な学習において、3、4年生だと地域学習があり地域探検と兼ねたり、5、6年生だと基本的にはその学区の実態に合った、そして子ども達のニーズ、学校の希望に沿った学習になると考えている。

委員長

よろしいか。

4番委員

できるだけいろいろ回ればいいなと思っているので、よろしく願います。

委員長

その他に質問、意見等ないか。

1番委員

4ページに(9)①ア鶴岡第三中学校改築事業とあるが、建物予算と関係して今回の小・中学校の耐震補強事業については、ここに入れなくて良いのか。

管理課長

耐震補強については、(9)②のイのところ耐震補強の計画的推進とあり、昨年度に引き続き5年位の計画で考えていることから、予算は今年度の繰越であるが、実際行うのは来年度であるので、そのままこの形で載せておいてよろしいのかなと判断したところである。

委員長

よろしいか。

1番委員

はい。

4番委員

2点質問があるのだが、1つ目として3ページにある幼・保・小連携による研修の充実の部分で、いままで毎年行っていると思うのだが、年に何回位、幼稚園、保育園との協議会を行っていたのかと、給食についてであるが、三ヶ年かけて二重食缶の整備と言われたが、整備できてい

委員長
学校教育課
指導主幹

る学校もあると思うので、整備状況と今後の予定を教えてください。
最初に、学校教育課から説明をお願いします。

幼児教育に関する研修会についてであるが、鶴岡市幼児教育連絡協議会という組織があり、その中には小学校、保育園、幼稚園が組織の中に入っているわけであるが、その先生方が一同に集まって研修会をする機会が年に1回ある。それから、保育園、幼稚園の園長、所長との合同研修会が年に1回あり、幼児教育連絡協議会としては年2回実施している。また、この組織外で、各小学校区でそれぞれの幼稚園、保育園と小学校を一つ単位として、連絡協議会的なことを行っていることも申し添えたい。

委員長
4番委員

この件に関してよろしいか。

今回お伺いした意味としては、昨年福井に教育委員として研修に行ったのだが、幼稚園から高校生位までが一つの地域のなかで縦でずっとつながっているところが見えていいなと思ったので、鶴岡市は大き過ぎて一気に市で提案してもそれぞれの地域には合わないと思うのだが、各小学校区で考えていけば、保育園、小学校、中学校位までは一つの地域なので、こういう機会にでも話し合いができればと思い、意見を言わせていただいた。

学校教育課長

今のご指摘についてであるが、例えば櫛引地区には山添高校があり、幼・小・中・高までのつながりで、櫛引地区の子どもを縦に見て行こうという形での研修会や生徒指導面において地区で実施しているところもある。市が広くなり、旧地域の特色があったりするわけであるが、貴重な意見として受け止めたい。

委員長
4番委員

よろしいか。

はい。

委員長
学校給食センター所長

次に学校給食センター所長から説明をお願いします。

これまでの二重食缶の配置と、今後の具体的な予定についてであるが、少人数クラスの小さい食缶に関してこれまで一部順次更新してきたが、今回は小学校の少人数クラス44校程予算要求し、二ヶ年位で整備を進めたいと考えているが、予算の範囲内で数は少なくなるかもしれないが順次補充していきたいと考えている。

4番委員

予算がつけば、一年位である程度計画している所には配置されるということか。

学校給食センター所長

130万円位で40数校に備えたいという状況であり、一定の額を見込みながら、二ヶ年、それが無理であれば三ヶ年ということで、予算措置していただくよう努めていきたい。

委員長 他にないか。ないようなので、平成28年度教育委員会基本方針についてご異議ないか。

各委員 異議なし。

委員長 異議なしとして、議第4号は可決された。次に議第5号平成28年度教育費予算の見積について説明をお願いします。

管理課長 議第5号平成28年度教育費予算の見積についてご説明申し上げる。資料により、前年度予算（今年度当初予算）との増減の多いところを中心に主なものについて説明させていただく。歳入からであるが、12款負担金は日本スポーツ振興センターの傷害保険に係る保護者負担金であり、児童生徒数の減少により、前年度より減額となっている。

13款使用料については、1節教育総務使用料について増額となっているが、学校体育施設の使用料ということで、後程ご提案申し上げる有料化に係る部分の収入を新たに計上したものである。3節の社会教育使用料は減額となっているが、内訳としては公民館の使用料、藤沢周平記念館の入場料の減額を見込んでいるものである。

14款1項国庫負担金であるが、鶴岡第三中学校の改築事業に係るものであり、改築により現状の床面積より増える分の事業費のうちの2分の1を国庫が負担するものである。同じく2項の国庫補助金1節小学校費の補助金については、先ほどご説明いたした耐震補強事業に係る学校施設環境改善交付金が今年度の繰越事業となるために、来年度分からは減額となることから、その分で大きく減額となっている。

2節の中学校費補助金は鶴岡第三中学校の改築事業に係る分で増額となっている。3節社会教育費補助金は、文化芸術振興費補助金というものが新たに加わっているが、こちらは食文化に係る事業の補助金ということで市長部局に係る分で、こちらでの財源ではない。

14款の国庫からの委託金は、インクルーシブ教育システム構築モデル事業が終了したことから皆減となっている。なお、歳出の方に記載があるが、インクルーシブ教育システム事業については、この財源を受けず市単独で計上しているものである。

15款2項県の補助金で、増えているところは8目5節の保健体育費補助金であるが、これは山形県地産地消促進事業費補助金のこれまで交付実績等を見込んで精査し、計上額を引き下げたところである。

3項県からの委託金であるが、英語教育強化地域拠点事業と探求型学習推進プロジェクト事業の二つの事業に対する県からの委託金を新たに計上したものである。

18款の基金繰入金のうち増減のあったものとして、櫛引小中学校整備

基金繰入金は減額となっているが、櫛引地域での小中学校に係る来年度の改修事業費等に合わせたものである。

16 目の読書奨励基金繰入金の減額は、今年度実施している図書館百周年記念事業が来年はないことから、それぞれの分で減額となっている。

20 款 5 項の雑入の減額については、スポーツ施設設備の整備に対するスポーツ振興くじ、いわゆる「TOTO」からの助成金を今回計上していないことからその分が減額となっている。21 款市債は、事業費の増減に合わせてそれぞれ増減となっているが、やはり文化会館の分が大きく金額的には前年度の 2.6 倍と大きく膨らんでいる。

続いて歳出であるが、1 項教育総務費のうち 1 目教育委員会費については 25 万 7 千円の減額となっているが、これは田川地区教科用図書採択協議会負担金が皆減となったことからの減額である。2 目の事務局費において大きく減額している内容としては職員人件費、そして統合学校・地域支援事業費は統合対象校の減による減額となっており、全体としても大きな減となっている。また、それぞれの内容的なところでは、事務局管理運営費の中に教育委員の研修旅費として、来年度についても一定額を確保したところである。教育相談、適応指導事業として 2 千 8 百万円程とあるが、これは統合校における Q-U 検査の 2 回実施の予算を要求したところであるが、今回は計上が見送られている。

続いて 2 項小学校費の 1 目学校管理費については、5 千万円以上の減額となっているが、学校統合により職員人件費、管理運営費など全般に大きく減額となったものである。2 目の教育振興費については、教科書改訂に伴う教科書整備事業が減額となっているが、その一方で学校統合に伴うスクールバスの新規運行等により通学対策費が増額となっていることから全体としては少しの減となった。それから先ほど基本方針についての説明にもあった小学校教育活動充実推進費については、統合校の各学年が地域学習に年 1 回利用できる程度の予算を確保することができたところである。その他に、水族館や博物館での学習分についても、ある程度増額となっている。

次の 3 目学校建設費については、耐震補強事業費を今年度に計上していることから、来年度分がなくなり大きな減額となっている。3 項中学校費は、職員人件費等の増額等により増となっており、2 目の教育振興費は 3 千万円程の減額となっているが、通学対策のスクールバスの運行経費等について、生徒数の減少に伴いバスの運行経路、路線等を見直したところ、運行台数 1 台減らすことができたことから大きく減額になったものである。3 目の学校建設費については、耐震補強や朝日中学校の改築、

あるいは大規模改修事業すべて皆減となっているが、鶴岡第三中学校の改築事業費の増額により全体として増額となっている。

続いて、4項社会教育費、1目社会教育総務費、職員人件費の減額である。2目の公民館費については、公民館の管理運営費が減額となっているが、3目図書館費については、本館の冷温水発生器の取り換え経費等の予算がついたことからその分増額となっている。

4目文化費のなかでは増額となっているが、松ヶ岡開墾場の保存修理工事費など、いわゆる歴史的建造物保存事業というようななかで増額となっており、その分で大きく増額となっている。5目の文化施設費は、16億円超の大幅な増は文化会館の分である。

次に5項保健体育費においては、1目保健体育総務費は職員の減ということで職員人件費が減となっている。2目の体育施設費においては、スポーツ施設改修費があるが、こちらがある程度増額となって予算確保できたことから増となっている。施設改修費については、当初要望していたスポーツ施設整備計画における第五中学校区の拠点体育館に係る分の計上が見送られたところである。3目学校給食センター費は、職員の減員、あるいは今年度整備したボイラー設備等の事業費の皆減などにより大きく減額となっている。

以上、教育費予算としては合計で76億円あまりと、前年度から13億円程大幅な増となっているが、これは先程来申し上げている文化会館整備費の増額ということであり、その分を除くと前年度から4.6%の減となっている。以上が来年度の事務事業に係る予算である。

委員長

ただいまの説明に質問、意見はないか。ご異議なければ可決ということではよろしいか。

各委員

異議なし。

委員長

異議なしとして、議第5号は可決された。次に議第6号鶴岡市立学校校舎使用条例の一部改正について説明をお願いします。

管理課長

議第6号鶴岡市立学校校舎使用条例の一部改正についてご説明申し上げます。このたびの改正は学校体育施設の社会体育利用について、今まで学校開放という形で無料の取扱いとしてきたが、今後は有料を原則とし、使用者に応分の負担を求めることとするものである。有料化する経緯としては、昨年度策定した本市スポーツ推進計画にも記載しているが、スポーツ施設の使用に係る費用負担が社会体育施設と学校体育施設とでバランスが取れていない状況を是正するとともに、近年の経済状況に鑑み、施設の維持管理に充てる利用者負担の在り方を見直したことによるものである。

この改正について、第1条のところにこの条例の趣旨として、今回の使用の対象にグラウンドを加えることから、校舎とグラウンドを合わせ校舎等という表記にするものである。次の第2条、第3条の改正も字句の改正である。そして第4条使用料の規定であるが、改正前は使用料を前納としていたが、グラウンドの使用の分も含めると、例えば雨天の場合は使用の中止も想定されることから、後納も今後認めることとし、納付という形に文言を改めるものである。

また、但し書きのところに3号加える改正については、この使用料を課さない場合を規定するものであり、学校体育施設の利用をこれまでの開放型という考え方から共同利用型という考え方としてとらえ、当該施設を住民に最も身近な公共施設として、まちづくりの核、生涯学習の場として位置付ける考え方から、3号にあるようにスポーツ少年団とか地域活動団体による使用は無料とするものである。

続いて、第6条から第7条、第8条、第9条までについては、字句の改正である。そして、9条の後の別表であるが、ここにおいて具体的な使用料金を定めている。今回の金額の設定にあたっては、学校体育施設が、学校教育を目的として建築されたものであることから、その建築に要した費用を社会体育の使用の料金に含めることは避け、あくまでもその使用に伴う実費経費に基づいた額で算定したところである。そのため、社会体育施設の料金と比べるとその割安となっているものである。

実費経費として想定されるものは、照明設備の電気料、トイレの水道料・ペーパー代、管理に用する事務経費等があるが、額的には電気料がその大半を占めることから、電気料金を基に体育館であれば半面1時間利用で300円、全面使用すれば600円と規定するものであり、その他の区分として、小体育館や武道場、卓球場等は1時間100円とするものである。

また、新たにグラウンド照明についても加えさせていただいているが、近年学校改築にあたり簡易照明の設備を整備しているが、それに係る料金である。従前より社会体育での夜間利用を目的として整備した、いわゆる本格的な照明設備については別途規定しているが、それとは区分して適用するものである。

教室及び集会場についてはこれまで通りとし、備考の記載に第1号にいわゆる時間を計算する上での端数処理の方法を新たに加え、2号以下4号まではこれまでの3つの号の規定をそのまま入れ込んだものである。

議案の改正条文は、ただいま申し上げた内容によるものであるが、附

則として、この改正条例の施行期日を本年10月1日とし、半年位の周知期間を設け、市全体への周知を考えている。

以上の内容により、3月市議会定例会に提案されるよう、市長部局へ依頼するものです。

委員長 ただいまの説明に質問はないか。

4番委員 半年位の周知期間を言われたが、具体的にどのような周知方法を考えているか教えていただきたい。

スポーツ課長 周知方法については、鶴岡地域であれば学校単位に運営委員会という組織があるので、その運営委員会毎に要望があればこちらから出向いてご説明申し上げる。また、各利用団体へも、こちらからダイレクトメールをお送りする。地域庁舎関係の調整会議については、会議日程を把握し、その調整会議にこちらから出向いてご説明する。以上の3段階により、住民の方には周知を考えている。

委員長 よろしいか。

4番委員 3段階ということはかなり徹底しており、話を聞く人には解りやすくなると思うのだが、会議に参加していない方や、団体でない一般市民でも借りたいという方がいると思うので、広報でお知らせすることも予定されているのか。

スポーツ課長 広報、ホームページでの周知も当然考えている。

委員長 他にご意見等ないか。ご異議なければ議第6号を可決してよろしいか。

各委員 異議なし。

委員長 議第6号は異議なしとして可決された。次に議第7号指定管理者の指定について説明をお願いします。

櫛引庁舎総務企画課長
(併) 社会教育課主幹 提出案件施設の管理運営を主管することから、私の方から議第7号指定管理者の指定についてご説明申し上げます。施設の名称としては鶴岡市丸岡城跡史跡公園で、施設の位置は鶴岡市丸岡字町の内96番地である。市議会12月定例会での議決を経て、鶴岡市丸岡城跡史跡公園設置及び管理条例が制定され、平成28年4月から指定管理者制度を導入することとしておったことから、指定管理者の指定について市議会への提案方を市長に依頼するものである。

丸岡城跡は昭和38年に山形県史跡として指定されているが、平成元年度から19年度まで発掘調査を行い、平成21年度まで復元展示や露出展示、広場などを整備し、史跡公園としての整備を完成しているところである。また、現在整備中のガイダンス施設については、武家住宅の様式を残すとして、平成8年に鶴岡市有形文化財に指定した日向家住宅を復元するもので、既に建物は完成しており平成28年度に外構工事や

展示公開準備などを行い、7月頃を目途として竣工、オープンを予定するものである。

指定管理の範囲としては、公園とガイダンス施設、天澤寺前の屋外トイレ、少し離れた飛び地になるが駐車場を含んだ範囲とさせていただいている。

史跡公園の設置目的については、山形県指定史跡の丸岡城跡と市指定有形文化財の日向家住宅を保存活用して、文化財保護の普及、啓発を図るとともに、地域の歴史や伝統文化の継承に資するものである。

次に、指定管理者の候補についてご説明申し上げます。史跡公園の管理運営については、設置目的を達成するために公園の美観を維持し、ガイダンス施設を含めて有効に利活用し、さらには地域の歴史や伝統文化の継承活動、観光誘客など地域の活性化にもつながる拠点として運営を目指すものである。このため、指定管理者には、文化財の保護や歴史に関する知識と研究に深い造詣があること、また、公園内の樹木植栽等の維持管理業務に精通していること、加えて地域伝統文化の保存継承に実績があり、公益性が高い団体が望ましいと考えられる。

このことから、当該公園部分の管理業務委託を平成22年度から受託し維持管理業務に精通するとともに、指定史跡の保護と研究を行い、来訪者に対してもガイド案内を行うなど、長年に渡り公益的活動を続けてきた地元丸岡地区民で組織する荘内加藤清正公忠廣公遺蹟顕彰会が最も効果的かつ安定的に指定管理業務を遂行できると判断し、公募によることなく指定管理者候補として選定したものである。

選定までの経過であるが、2月3日に教育委員会指定管理者選定委員会を開催し、当該団体から提出された申請書、事業計画書、収支報告書規約等の審査を行いその結果として指定管理者の候補として適当であると決定されたものである。

指定の期間については、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とするものである。

委員長

ただいまの説明に質問、意見はないか。ないようなので、議第7号は可決してもよろしいか。

各委員

異議なし。

委員長

異議なしとして、議第7号は可決された。議事は以上であるが、報告事項はないか。ないようなので、これをもって2月の定例教育委員会を終了とする。

閉 会 (午後3時57分)